

令和6年度 総合評価方式 評価項目「建設機械の保有状況」について

日頃より、静岡市政に協力いただきありがとうございます。

令和6年度より静岡市総合評価方式の一部を改正します。改正項目のうち、「建設機械の保有状況」につきましては、対象となる建設機械を経営事項審査に合わせ拡大させます。なお、受発注者の業務効率化の観点から原則、総合評価方式における「建設機械の保有状況」の評価基準(以下、評価基準)の確認作業は経営事項審査結果(経営規模等評価結果通知書)にある「建設機械の所有及びリース台数」で行います。

ただし、経営事項審査結果の提出が間に合わないことが見込まれる場合に限り、従来どおり特定自主検査結果又はリース契約書により確認を行います。

つきましては、条件に該当する場合は下記のとおり書類の提出をお願いします。

※経営事項審査で「建設機械の所有及びリース台数」が1台以上の場合は本通知の対応は不要です。

記

1 提出条件(下記のすべてに該当する場合)

- (1) 令和6年度に総合評価方式での入札に参加予定である。
- (2) 直近の経営規模等評価結果通知書の「建設機械の所有及びリース台数」が0台である。
- (3) 建設機械を直接保有又は1年以上のリースにより保有している。

2 提出書類

- (1) 総合評価方式 建設機械保有状況申請書(別紙1)
- (2) 建設機械1台分の特定自主検査又は1年以上のリース契約書のコピー

3 受付期間・申請方法

- (1) 受付期間: 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで随時受付
※令和6年4月末までの申請にご協力ください。
- (2) 申請方法: 提出書類をメール、郵送又は持参のいずれかにより技術政策課に送達ください。
420-8602 静岡市葵区追手町5-1 静岡庁舎本館4階
静岡市 建設局 土木部 **技術政策課** 企画係

メールアドレス: gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp

4 備考

- (1) 申請から確認までに概ね2週間ほどの時間がかかるため、余裕を持った申請をお願いします。
- (2) 申請確認終了後、順次結果通知を送付させていただきます。送付された結果通知のコピーを総合評価方式の審査資料に添付願います。
- (3) 令和7年度から評価基準台数を1台から3台に変更します。

(裏面に続く)

《参考》対象となる建設機械

名 称	範 囲	定期検査
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイ ルドライバーのアタッチメントを有するもの	特定自主検査
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が 5 トン以上のもの	
高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの	
締固め用機械	ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー	
解体用機械	ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	
土砂を運搬する貨物 自動車(ダンプ車)	自動車検査証の車体の形状欄に、ダンプ、ダンプセミトレーラ、ダン プフルトレーラと記載があるもの（備考欄に土砂の運搬に制限がある 場合は対象外）	自動車検査 (車検)
移動式クレーン	つり上げ荷重 3 トン以上のもの	製造時検査、 性能検査